

公益財団法人広島県体育協会 役・職員倫理規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人広島県体育協会（以下「本会」という。）の役員及び職員（以下「役・職員」という。）の倫理に関する基本となるべき事項を定めることにより、本会の目的、事業執行の公正さに対する県民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって本会に対する社会的な信頼を確保することを目的とする。

(役・職員の範囲)

第2条 この規程において、役員とは、定款第15条に規定する評議員、同第24条に規定する役員、同第38条に規定する広島県スポーツ少年団の本部長、副本部長及び常任委員並びに同第40条に規定する専門委員会の委員をいう。

2 職員とは、本会定款第43条に規定する事務局職員をいう。

(役・職員の基本的職務)

第3条 役・職員は、本会定款第3条に規定する「目的」を達成するため、本会の関係規程に基づき、職務を公正かつ誠実に履行しなければならない。

(役・職員の遵守事項)

第4条 役・職員は、暴力、セクシュアル・ハラスメント及びドーピング等薬物乱用などの行為を絶対に行ってはならない。

2 役・職員は、個人の名誉を重んじ、プライバシーに配慮しなければならない。

3 役・職員は、日常の行動について公私の別を明らかにし、職務やその地位を利用して自己の利益を図ることや、幹旋・強要をしてはならない。

4 役・職員は、補助金、助成金等の経理処理に関し、公益法人会計基準に基づく適正な処理を行い、決して他の目的への流用や不正処理を行ってはならない。

5 役・職員は、自らの社会的立場を認識して、常に自らを厳しく律し、本会の信頼を確保するよう責任ある行動を取らなければならない。

(倫理委員会の設置)

第5条 この規程の実効性を確保するため、本会に倫理委員会を設置する。

2 倫理委員会の組織及び運営に関する事項については、理事会の議決により別に定める。

(役・職員がこの規程に違反した場合の対処等)

第6条 役員に、この規程に違反する行為を行ったおそれがあると認められる場合は、専務理事は直ちに調査を開始し、調査の結果、当該役員がこの規程に違反する行為があったと認められる場合においては、会長は倫理委員会の意見を聴取した上で、厳正に定款第16条及び第29条に定める必要な措置をとるものとする。

2 専門委員会委員、広島県スポーツ少年団の本部長、副本部長及び常任委員並びに職員についての違反行為に対する対処は、前項に準じ、会長は倫理委員会の意見を聴取した上で、厳正に必要な措置をとるものとする。

(その他)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の承認を得て別に定める。

第8条 この規程は、理事会の議決により変更することができる。

附 則

1 この規程は、平成16年5月28日から適用する。

2 この規程は、公益財団法人広島県体育協会の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。